

*請求書は請求者ご本人様にご記入ください

戸籍謄抄本等請求書（郵送用）

令和 年 月 日

琴浦町長 様

本 籍	
筆 頭 者	戸籍のはじめに書かれている方、亡くなられていても変わりません

■何が必要ですが？

	謄 本(全部事項)	抄 本(一部事項)	どなたのものが必要ですか？
戸 籍	通	通	氏名
除(原戸)籍	通	通	生年月日 年 月 日
戸籍の附票	通	通	附票はどちらの住所の記載が必要ですか？
身分証明書		通	※身分証明書を本人以外の方が請求する場合は、本人の委任状が必要です。

■どのようなことに使われますか？また特に記載の必要な事項がありますか？

*特記事項

相続などで具体的に分かっている方はご記入ください。



今回は () が死亡したことによる手続きで、

○死亡した人について

____ 歳から ____ 歳までのものが各

出生から死亡までのものが各

_____ 通必要

■請求者

住 所		
氏 名		昼間に連絡のつく電話番号
申請者(あなた)と必要な方との続柄	本人 ・ 夫 ・ 妻 ・ 子 ・ 父母 ・ 孫 ・ 祖父母 その他()	

注意

プライバシーの侵害等につながるような不当な請求には応じられません。

偽りその他不正の手段によって交付を受けたときは、30万円以下の罰金に処せられます。(戸籍法第135条)

郵便での戸籍謄抄本等の請求方法

戸(除・原戸)籍謄抄本、附票、身分証明等は、**本籍地の市町村**でしか発行できませんが、郵便で取り寄せることもできますので下記の要領で請求してください。

<郵送請求方法>

下記の4点を同封し、琴浦町役場 町民生活課あてに送付してください。

(〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万 591 番地 2 問合せ先電話番号(0858)52-2111(代))
(0858)52-1704(直)

①申請書

この用紙の裏面が申請書になっています。請求者本人が必要事項を記入し、署名してください。

②手数料分の定額小為替

郵便局で購入してください。(切手、印紙では受け付けられません。)

市区町村により手数料は異なりますので、本籍地の地区町村にご確認ください。

*琴浦町の場合では戸籍謄抄本各450円、除(原戸)籍謄抄本各750円、
戸籍の附票、身分証明書各300円です。

③返信用封筒(住所氏名の明記してある、切手を貼ったもの)

通数の多い申請の際は84円以上必要な場合がありますので少し多めに切手を入れてください。

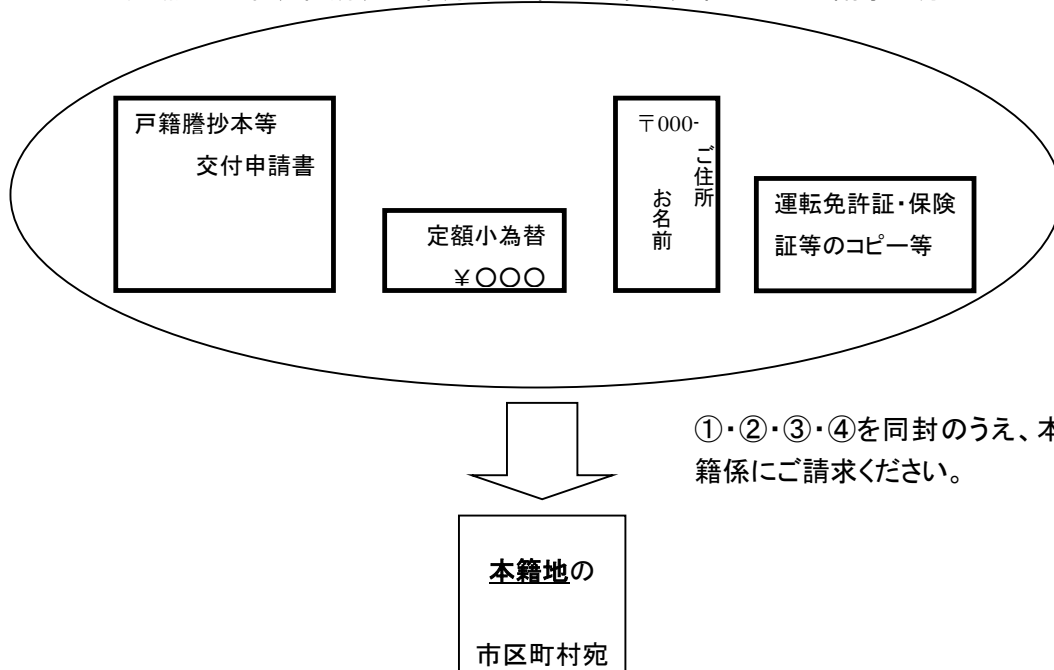
お急ぎの場合は、速達料分の切手を追加してください。

④本人確認書類(コピーしたもの)

1点で良いもの…運転免許証、マイナンバーカード

2点必要なもの…健康保険証、年金手帳(基礎年金番号通知書)等

(2点で氏名、住所、生年月日の印字があり、本人からの請求と分かるもの)



*郵便の配達日数も考慮して、余裕を持って請求してください。

*戸籍等を請求される場合、詳しい資料があればそちらもあわせてお願いします。

その他何か分からないことがあれば**本籍地**の戸籍係にお問い合わせください。